

贈与税 ～こつこつ贈与型には影響少ない?～

税制改正第 3 弾贈与税編です。贈与税では『暦年贈与の税率』及び『相続時精算課税の適用要件』について改正が見込まれていますので見ていきましょう。

(1) 贈与税率の変更

贈与税率の変更と書きました。今回の改正では贈与税率が上がる場合と下がる場合があります。

また、現行制度では暦年課税の税率は誰でも共通でしたが、改正により子・孫・ひ孫等に対して行われる贈与とそれ以外の贈与では税率が異なることになります。

○20歳以上の者が直系尊属より受けた贈与

現行		改正後		増税? 減税?
課税価格(※)	税率	課税価格(※)	税率	
200万円以下	10%	200万円以下	10%	増減なし
200万円を超え300万円以下	15%	200万円を超え400万円以下	15%	増減なし
300万円を超え400万円以下	20%			減税
400万円を超え600万円以下	30%	400万円を超え600万円以下	20%	減税
600万円を超え1,000万円以下	40%	600万円を超え1,000万円以下	30%	減税
1,000万円超	50%	1,000万円を超え1,500万円以下	40%	減税
		1,500万円を超え3,000万円以下	45%	減税
		3,000万円を超え4,500万円以下	50%	増減なし
		4,500万円超	55%	増税

(※) 課税価格とは贈与により取得した金額から基礎控除110万円を控除した金額です。

○上記以外の贈与

現行		改正後		増税? 減税?
課税価格(※)	税率	課税価格(※)	税率	
200万円以下	10%	200万円以下	10%	増減なし
200万円を超え300万円以下	15%	200万円を超え300万円以下	15%	増減なし
300万円を超え400万円以下	20%	300万円を超え400万円以下	20%	増減なし
400万円を超え600万円以下	30%	400万円を超え600万円以下	30%	増減なし
600万円を超え1,000万円以下	40%	600万円を超え1,000万円以下	40%	増減なし
1,000万円超	50%	1,000万円を超え1,500万円以下	45%	減税
		1,500万円を超え3,000万円以下	50%	増減なし
		3,000万円を超え4,500万円以下	55%	増税

(※) 課税価格とは贈与により取得した金額から基礎控除110万円を控除した金額です。

3,000 万円を超えるような贈与でないかぎり心配する必要はなさそうです。ただ前号までの通り、相続税は大きな増税になりますので、次世代に財産を残すには贈与を用いた計画的なプランが必要です。

(2) 相続時精算課税の適用条件の変更

①受贈者に 20 歳以上の孫が追加される

現行は親から子への贈与が対象になっていますが、一代飛ばして孫にも適用できるようになります。

ただし、2 割加算 (No25 参照) に変更は無いようですから、相続税を踏まえたプランが必要です。

②贈与者の年齢要件を 60 歳に引き下げる

現行は 65 歳でしたので、子供が 20 歳で適用を受けるには親が 45 歳以降で生まれた子供である必要がありました。年の差 40 歳はまだ厳しい感がありますが、ぐっと使いやすくなったといえます。

『こつこつ贈与している人には減税の恩恵がありません。相続税の負担は重くなりますが・・・』